

月は月額60,000円が支給され、4か月目以降から6か月目まで月額100,000円が支給されます。

ただし、次の(1)及び(2)の場合は、その期間についての助成金の額は次の(3)の額になります。

(1) 次の①から③の場合であって、雇用期間が1ヶ月に満たない月があるとき。

① 実習型雇用労働者が支給対象期間の途中で離職(次のアからエまでの理由による離職に限る。)した場合、次のアからエまでの理由に応じ、それぞれ支給対象期間の途中で離職した日までの期間とします。

- ア 本人の責めに帰すべき理由による解雇
- イ 本人の都合による退職
- ウ 本人の死亡
- エ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

② 実習型雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合(実習型雇用開始後の最初の3か月を除く。)常用雇用へ移行する日の前日までの期間とします。

③ 実習型雇用労働者の失踪等のため離職日が不明確な場合
実習型雇用労働者に賃金が支払われた最後の日までの期間とします。

(2) 支給対象期間のある1か月について、実習型雇用労働者本人の都合による休暇(ただし、年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられている休暇は除く。)又は実施事業主の都合による休業の場合。

(3) 実習型雇用労働者が、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて次の額を支給します。

実習型雇用労働者が1か月間に実際に就労した日数

A = _____

実習型雇用労働者が当該1か月間に就労を予定していた日数

割合	実習型試行雇用奨励金	実習型雇用助成金	
	支給月額	支給月額(最初の3か月)	支給月額(残りの期間)
$A \geq 75\%$	4万円	6万円	10万円
$75\% > A \geq 50\%$	3万円	4万5千円	7万5千円
$50\% > A \geq 25\%$	2万円	3万円	5万円
$25\% > A > 0\%$	1万円	1万5千円	2万5千円
$A = 0\%$	不支給	不支給	不支給

申請手続

申請期限

実習型雇用を終了した日の翌日から起算して1か月以内

ただし、天災その他当該期間に申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときには、当該理由がやんだ日の翌日から起算して1か月以内となります。この場合は、当該理由を記した書面を添えて提出してください。

申請書等提出先

- 実習型試行雇用奨励金：雇用保険適用事業所を単位とし、実習型雇用を実施した事業所を管轄するハローワーク
- 実習型雇用助成金：雇用保険適用事業所を単位とし、実習型雇用を実施した事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター 地方第二事務所（事務所一覧表P22をご参照ください。）

申請書類

- ❑ 実習型雇用結果報告書兼実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金支給申請書（様式第3号）
（申請書には対象者本人の記名・押印または署名が必要です。）
- ❑ 実習型雇用実施計画書（その1・その2）（様式第2-1号・様式第2-2号）〔産業雇用安定センターの押印のあるもの〕・〔ハローワークの押印のあるもの〕（写）
- ❑ 対象者の出勤状況が確認できる出勤簿（写）
- ❑ 対象者に対して支払われた賃金について記載された賃金台帳等（写）
- ❑ その他支給要件を確認するに当たって管轄の都道府県労働局長又は中央職業能力開発協会会長が必要と認める書類

※実習型雇用期間中に退職した場合の退職願（写）または離職証明書（写）

結果の通知

提出された申請書をもとに奨励金にあつては都道府県労働局長が、助成金にあつては中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により通知します。

留意事項

- 同一の事由により、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、実